

令和2(2020)年度 県民の歯及び口腔の健康づくりに関する状況(概要)

保健福祉部健康増進課

平成23(2011)年4月1日施行の「栃木県民の歯及び口腔の健康づくり推進条例」第10条の規定に基づき、歯及び口腔の健康の状況、県が歯及び口腔の健康づくりの推進に関して令和元(2019)年度に講じた施策及び令和2(2020)年度に講じる施策については以下のとおりです。

1 県民の歯及び口腔の健康の状況

年 代	指 標	直 近 値				目 標 値 R4(2022)
		県	前年度	全 国	年 度	
1歳6か月	むし歯のない者の割合	98.8%	98.7%	98.9%	H30 (2018)	—
3歳		86.9%	85.4%	86.8%	H30 (2018)	90.0%以上
幼稚園児 (5歳児)		67.9%	61.7%	68.8%	R元 (2019)	—
小学生		50.1%	50.1%	55.2%	R元 (2019)	全国値以上
中学生		62.6%	58.4%	66.0%	R元 (2019)	全国値以上
高校生		54.1%	54.0%	56.3%	R元 (2019)	全国値以上
12歳	一人平均むし歯等数	0.8歯	1.0歯	0.7歯	R元 (2019)	0.8歯以下
40, 50, 60, 70歳	歯周病検診受診率	6.5%	7.0%	6.0% (H29推計値)	R元 (2019)	—
60歳	24歯以上自分の歯を有する者の割合※	52.2%		61.0%	H28 (2016)	70.0%以上
80歳	20歯以上自分の歯を有する者の割合※	34.8%		51.2%	H28 (2016)	50.0%以上

※(注) 県の値は平成28(2016)年度県民健康・栄養調査のアンケートによるものであり、一方で全国値は平成28(2016)年歯科疾患実態調査(厚生労働省)の歯科健診によるものであるため、単純比較は難しい。

2 令和元(2019)年度に講じた施策

(1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

- ・小学校においてフッ化物洗口を行う市町を支援(8市町、115校、児童21,003人)
- ・よい歯のコンクール(親と子、三歳児、優良学校、ポスター・作文・標語)を実施

(2) 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

- ・ 保育所、幼稚園、障害児通所施設等にとちぎ歯の健康センターの歯科衛生士を派遣し、歯みがき指導を実施（140回、4,605人）

(3) 障害児・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

- ・ とちぎ歯の健康センターにおいて障害者歯科診療を実施（延患者数3,785人）
- ・ 身近な地域において障害者に歯科医療を提供する「障害者歯科医療協力医」と高次歯科医療を提供する「障害者高次歯科医療機関」による歯科医療システムの運用
 - * 障害者歯科医療協力医の登録（147名）
 - * 障害者高次歯科医療機関の指定（8病院）
- ・ 特別養護老人ホーム及び障害者支援施設を訪問し、入所者の歯科検診、職員対象の口腔ケア研修等を実施（延べ35回、受診者454人、受講者199人）
- ・ 在宅歯科医療の従事者を対象とした研修会を開催（2回、108人）
- ・ 多職種連携により高齢者の口腔機能の維持向上を図るため、「介護施設入所者の健口管理の手引き」を作成したほか、口腔ケア向上研修会を開催（3回、90人）

(4) 歯科保健医療提供体制の整備

- ・ 歯科衛生士の再就職を支援する研修会を開催（5回、62人）
- ・ とちぎ歯の健康センターにおいて歯科保健指導者及び医療従事者を対象とした研修会を開催（2回、127人）

3 令和2(2020)年度に講じる施策

(1) 歯や口腔と関係する病気等の予防の推進

「乳幼児期」「学齢期」「成人期」「高齢期」のライフステージに対応し、切れ目のない歯と口腔の健康づくりを推進します。

(2) 歯や口腔の健康に関する啓発と検診の普及

県民自らが歯と口腔の健康づくりの重要性を理解し、実践できるよう、ライフステージに対応した歯科保健指導や歯科検診等の機会を提供します。

(3) 障害者・要介護者への歯科保健医療サービスの確保

歯科検診等を受けることが難しい状況にある障害者や要介護者に対して、訪問歯科診療や口腔ケア等の提供体制の整備を推進します。

(4) 歯科保健医療提供体制の整備

県民の生涯にわたる健康の保持増進を図るため、保健、医療、福祉、教育等関係者の資質向上や連携強化を図ります。